

第十三回

大津町農業委員会

令和六年七月十日

第 1 3 回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 7 月 1 0 日 (水) 9 : 2 8 から 1 0 : 5 5

2. 場 所 大津町役場 3 階 会議室 3 0 2 A B

3. 出席農業委員 (1 2 人)

1 番 古庄 廣継	2 番 東 一夫	3 番 西村 千香
4 番 藤本 勝昭	5 番 宮崎 京子	6 番 宮崎 恵美
7 番 府内 公生	8 番 岩本 勝	9 番 今村 太
1 0 番 大村 礼美	1 1 番 荒木 博文	1 2 番 津田 恵美

出席農地利用最適化農業委員 (7 人)

7 番 鍋島 定照	8 番 荒木 幸一	9 番 石原 龍二
1 1 番 和田 勇一郎	1 2 番 野村 哲也	1 6 番 松永 富幸
1 7 番 本田 喜代治		

4. 欠席農業委員 (0 人)

欠席推進委員 (0 人)

5. 議事日程

日程第 1	開 会
日程第 2	議事録署名委員の指名
日程第 3	会期の決定について
日程第 4	議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について
日程第 7	議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画 (利用権設定) の決定について
日程第 8	議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画 (一括方式) の決定について
日程第 9	議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画 (所有権移転) の決定について
日程第 1 0	議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に係る法律第 1 8 条第 5 項による農用地利用集積等促進計画 (再配分) の意見について
日程第 1 1	議案第 8 号 熊本県農業公社特例事業により購入した農地の利用計画の変更に係る農業委員会の意見について
日程第 1 2	議案第 9 号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 梅田博隆 事務局次長 田上 克也 事務局 堀江 大成

【令和6年7月10日 第13回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻前ですが、皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。
それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。
只今から令和6年7月、第13回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第1、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶あり。

事務局 ありがとうございます。
続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員全員が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。
次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。
日程第2、議事録署名委員の指名です。4番 藤本 勝昭 委員と5番
宮崎 京子 委員をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。7月の第13回定例総会
は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。7月の第13回定例総会は本日1日をもって終了と
します。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第1号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は1Pをお願いいたします。今回3件の申請がなされております。
4条の1 意見書(案)は 1P、申請地見取図は1P～2Pをお願いいた
します。
申請地は大字引水地内の農地です。
1の転用目的は貸駐車場への転用です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、引水地区ですので、古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字引水地内で、国道57号の道の駅大津の南約60mに位置する農地です。

申請の内容は、申請地の周辺は戸建て住宅や集合住宅が立ち並び、周辺の駐車場が不足している状況で、貸駐車場として使用する計画をされました。申請地に隣接する農地は無く、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
引水地区担当は和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 別にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の1、貸駐車場への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の2 意見書(案)は2P、申請地見取図は3P～4Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は貸駐車場への転用です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある準工業地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

なお、貸駐車場は令和3年6月に施行済みで、農地法の理解が無く、許可を得ないで転用したことについて、今後は農地法の手続きを遵守すると始末書の提出がされています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので、岩本農業委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字室地内で、町道三吉原北出口線から北に約400m入った室工業団地西側の農地です。

申請の内容は、室工業団地の企業から社員駐車場として利用したいと申し出があり、転用許可を得ずに貸駐車場として利用しているものです。申請地に隣接する農地は無く、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 意見はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

岩本委員 無断転用については始末書だけで良いのか。

事務局 無断転用については、経過や顛末を確認し、許可権者である県とも協議のうえ、悪質でないと認められる場合は顛末書・始末書の提出を求め、農振農用地内農地等の原則転用不可の場合は現況復旧を指導しています。

会 長 他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の2、貸駐車場への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の3について事務局の説明を求めます。

4条の3 意見書(案)は3P、申請地見取図は5P～6Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は畜舎への転用です。

農地の区分は、農振農用地区域内にある農地となっていますが、施設用地に区分変更されており、例外規定の「農業用施設」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査の結果を、杉水地区ですので私から説明します。

津田委員 現地調査の報告をいたします。

申請地は大字杉水で杉上集落の北側約300mに位置する農地です。

申請の内容は、申請人は、大津町と菊陽町で畜産を行っており、菊陽町の県道大津植木線沿いの牛舎が道路拡幅により立ち退きすることになり、早急に牛舎を移転する必要があるため申請されました。隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は本田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 意見はございません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

4条の3、畜舎への転用については、可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は2P～3Pをお願いいたします。今回11件の申請がなされております。
5条の1 意見書(案)は4P、申請地見取図は7P～8Pをお願いいたします。この申請地は、議案3号、議案書4、5Pで審議いただく事業計画変更1、2が併せて申請されています。
申請地は大字大津、高尾野地内の農地です。
1の転用目的は倉庫への転用で所有権の移転です。
農地の区分は、自動車専用道路「国道57号北側復旧道路」のインターチェンジの300m以内にある農地で例外規定により、「第3種農地」に該当し、転用は可能です。以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津、高尾野地区ですので、古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字大津、高尾野地内で、「国道57号北側復旧道路」のインターチェンジの東約200mで、県道北外輪山大津線(ミルクロード)の沿線に位置する農地です。申請の内容は、申請人は横浜市に本店を置き、倉庫業を営んでおり、申請地は、交通の利便性が非常に高く、倉庫の要望が多く、今回の申請となりました。隣接する農地はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木推進委員、高尾野地区担当は和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特段ありません（２名の委員とも）。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
（質問・異議なし）
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
（全員挙手）
全員賛成と認めます。

５条の１ 倉庫への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、５条の２について事務局の説明を求めます。

事務局 ５条の２ 意見書（案）は５Ｐ、申請地見取図は９Ｐ～１０Ｐをお願いいたします。
申請地は大字陣内地内の農地です。
１の転用目的は住宅用地への転用で所有権の移転です。
農地の区分は、概ね１０ha以上の規模の一団の農地の区域内にある「第１種農地」ですが、例外規定の「集落接続」に該当し、転用は可能です。以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので藤本委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字陣内地内で、老人保健施設の西側約２００mに位置する農地です。
申請の内容は、個人住宅の建設を計画したところ、敷地と道路の間に農地があり接道として購入することで譲渡人と話がまとまり、今回の申請となりました。

た。申請地に隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
陣内地区担当は鍋島推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の2、住宅用地への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の3 意見書(案)は6P、申請地見取図は11P～12Pをお願いいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用で使用貸借権の設定です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第1種中高層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字室地内で、昭和園の北側に位置する農地です。

申請の内容は、申請人は母親の土地を使用貸借し、共同住宅を建築して、貸し付けることとし、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 意見はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の3、共同住宅への転用での使用貸借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の4 意見書(案)は7P、申請地見取図は13P～14Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は資材置場への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」ですが、代替地の検討もなされていることから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので

私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字杉水地内で、人権啓発福祉センターの西側に位置する農地です。
申請の内容は、申請人は建築業を営んでおり、県北地区の業務に係る資材置場を探していたところ譲渡人と話がまとまり、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 以前に高層の建物が建つという噂もあったが、資材置き場での申請が確認できたので意見はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の4、資材置場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の5について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の5 意見書(案)は8P、申請地見取図は15P～16Pをお願いいたします。

申請地は大字平川地内の農地です。

1の転用目的は個人住宅への転用で使用貸借権の設定です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある「第1種農地」ですが、例外規定の「集落接続」に該当し、転用は可能です。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので府内委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字平川地内で、上猿渡公民館の南側に位置する農地です。
申請の内容は、申請人は祖母の土地に使用貸借権を設定し、住宅を建てることで話がまとまり、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
平川地区担当は野村推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 問題はありませんでした。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

5条の5、個人住宅への転用での使用貸借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の6について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の6 意見書(案)は9P、申請地見取図は17P～18Pをお願いいたします。
申請地は大字杉水地内の農地です。
1の転用目的は事務所・駐車場への転用で所有権の移転です。
農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある「第1種

農地」ですが、例外規定の「国道沿道区域の流通業務施設」に該当し、代替地の検討もなされていることから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内で、国道３２５号の沿道で、熊本県畜産農業協同組合中央支所入口付近に位置する農地です。

申請の内容は、申請人は全国で運送業を営んでおり、大手半導体企業の進出に伴い運送業にも需要が見込まれ、幹線道路に沿いで立地に適した場所であり、譲渡人と話がまとまり、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 意見はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

５条の６、事務所、駐車場への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、５条の７について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の7 意見書(案)は10P、申請地見取図は19P～20Pをお願いいたします。

申請地は大字陣内地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用で使用貸借権の設定です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」ですが、例外規定の集落接続に該当することから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、陣内地区ですので藤本委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字陣内地内で、大津町浄化センターの東側に位置する農地です。

申請の内容は、申請人は父親の土地を使用貸借し、共同住宅を建築して、貸し付けることとし、今回の申請となりました。申請地に隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

陣内地区担当は鍋島推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の7、共同住宅への転用での使用貸借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の8について事務局の説明を求めます。

5条の8 意見書(案)は11P、申請地見取図は21P～22Pをお願いいたします。

申請地は大字引水地内の農地です。

1の転用目的は宅地分譲への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、引水地区ですので、古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字引水地内で、県道大津植木線から南に入った農地です。

申請の内容は、申請地の周辺は、戸建住宅や集合住宅が多く立ち並び、住環境が良く宅地分譲を計画したところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。申請地に隣接する農地および農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

引水地区担当は和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 ありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の8、宅地分譲への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の9について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の9 意見書(案)は12P、申請地見取図は23P～24Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」ですが、例外規定の集落接続に該当することから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明いたします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内で、杉下集落の北側に位置する農地です。

申請の内容は、申請人が、家賃収入で所得の安定を図るため、共同住宅を計画したところ、譲渡人の話し合いがまとまり、今回の申請となりました。

申請地に隣接する農地は所有者への説明報告がなされており、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は本田推進委員です。今回の申請についてご意見はございませんか。

委員意見 転用に関しては意見はございませんが、小学生の通学路となっているので交通安全対策が必要であると感じています。

会長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の9、共同住宅への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の10について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の10 意見書は(案)13P、申請地見取図は25P～26Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は共同住宅への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」ですが、例外規定の集落接続に該当することから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明いたします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内で、杉下集落の北側に位置する農地です。

申請の内容は、申請人が、家賃収入で所得の安定を図るため、共同住宅を計画したところ、譲渡人の話し合いがまとまり、今回の申請となりました。

申請地に隣接する農地は所有者への説明報告がなされており、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は本田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 北側が竹山のため立地条件的は厳しい面があると思われますが、地域人口が増えることは良い面もあります。意見は5条の9と同様です。

- 会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
- 会 長 5条の9と5条の10は町道を挟み隣接しています。この町道は推進委員ご指摘のとおり通学路道路となっていますが幅員が非常に狭く、今後は交通量の増加が予想されます。
交通対策は農業委員会の範疇ではありませんが転用に関連する事案となります。町としてはどのような対応となりますか。
- 事務局 3,000㎡は超えないため都市計画法の開発行為には該当しませんが、町の開発指導要綱に該当する案件となります。防災交通課が交通対策の所管で、全体の取りまとめは都市計画課が行いますので、農業委員会の意見として申し送りを行います。
- 会 長 他にご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。
5条の10、共同住宅への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。
- 続きまして、5条の11について事務局の説明を求めます。
- 事務局 5条の11 意見書(案)は14P、申請地見取図は31P～32Pの事業計画変更3の見取図をお願いいたします。
申請地は大字杉水地内の農地です。
1の転用目的は事務所、倉庫への転用で所有権の移転です。
農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」ですが、代替地の検討もなされていることから転用は可能です。
以上、事務局の説明を終わります。
- 会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので

私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字杉水地内で、本田技研熊本製作所正門から西へ約250mの農地です。

申請の内容は、申請人は、半導体関連向けの事業を行っており、事業用の事務所、倉庫の建設を計画したところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。申請地は交通の利便性が良く、隣接する農地は無く、周囲は、宅地に囲まれており、現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
杉水地区担当は本田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 意見はございません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の11、事務所、倉庫への転用での所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

会 長 続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。(5条事業計画変更)
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による事業計画の変更についてご説明いたします。

議案書は4～6Pをお願いいたします。今回3件の申請がなされております。

事務局 事業計画変更の1 議案書は4P、意見書(案)は15P、申請地見取図は27P～28Pをお願いいたします。

申請地は大字大津地内の農地です。

事業計画の変更は、令和5年10月12日付で共同住宅への転用が許可されていきました。早急に倉庫を建設したいとの申し出があり、共同住宅建設計画を見直し、今回事業計画の変更申請が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果は5条の1で審議していますので省略します。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

農地法第5条の規定による事業計画変更の1については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

会 長 続きまして、事業計画変更の2について事務局の説明を求めます。

事務局 事業計画の変更の1と同じ倉庫の建設です。

事業計画変更の2、議案書は5P、意見書(案)は16P、申請地見取図は29P～30Pをお願いいたします。

事業計画の変更は、令和6年1月30日付で貸駐車場への転用が許可されていきました。早急に倉庫を建設したいとの申し出があり、貸駐車場計画を見直し、今回事業計画の変更申請が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果は5条の1で審議していますので省略します。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

農地法第5条の規定による事業計画変更の2については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

会 長 続きまして、事業計画変更の3について事務局の説明を求めます。

事務局 事業計画変更の3 議案書は6P、意見書（案）は17P、申請地見取図は31P～32Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

事業計画の変更は、令和6年3月28日付で貸倉庫への転用が許可されました。事業継承者からクリーンルーム及び冷蔵室の要望があり事業継承者が倉庫及び事務所を建設することになり、貸倉庫建設計画を見直し、今回事業計画の変更申請が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果は5条の11で審議していますので省略します。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

（質問・異議なし）

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

農地法第5条の規定による事業計画変更の3については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

会 長 続きまして日程第7、議案第4号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第4号についてご説明いたします。

議案書は7P～11Pとなります。

議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は13件です。1番から7番が再設定で、8番から13番が新規の申請となっております。

申出書面積の合計は124,192.31㎡(約12町4反)です。貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

個別の内容につきましては、利用権の種類、利用権の内容、期間、10a当りの賃借料の順に読み上げて説明しておりましたが、迅速に議事を審議する観点から確認していただく時間を設けたいと思いますのでよろしくお願いします。

会 長 それでは少し時間を設けますので、個別ごとの内容確認をお願いします。

事務局 この計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件である、町が定める基本構想に適合し、借人は権利設定後も農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められる申請者であると判断いたします。以上で終わります。

会 長 事務局の説明、確認が終わりました。
それでは審議に入ります。
農用地利用集積計画の利用権設定についてご意見・ご質問等はございませんか。
(意見・ご質問なし)
それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画の利用権設定について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定については、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第8、議案第5号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第5号についてご説明いたします。
議案書は12Pとなります。
議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画、一括方式の決定についてご説明申し上げます。
法的な位置づけは議案第4号と同様です。今月の一括方式の申請は1件です。

従来、農地中間管理事業を活用して権利設定する場合は、機構が農地の出し手から農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農地を借り入れ、その後、受け手に中間管理法に基づく配分計画により転貸を行っていましたが、令和元年11月の法改正により、出し手から機構へ、機構から受け手へという2つの権利設定を1つの集積計画に記載し、3者が同時に申請できる「一括方式」という仕組みが創設されました。

これにより、先程述べました従来の方法よりも期間短縮・事務の簡素化を図ることができるようになりました。

申出書面積の合計は9,412㎡（約9反）です。

貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の一括方式についてご意見・ご質問等はありませんか。

（意見・ご質問なし）

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画の一括方式について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の一括方式につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第9、議案第6号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第6号についてご説明いたします。

議案書は13Pとなります。

議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画、所有権移転の決定についてご説明申し上げます。

法的な位置づけは議案第4号と同様です。

大津町の場合の所有権移転は、抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができること、また、農地集積を図るための県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管

理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。農振農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は1件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。

申出書面積の合計は2,799㎡(約3反)、対価の合計は1,959,300円です。

番号1につきましては、譲渡人の規模縮小に伴い、農業公社が買い入れる計画です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積計画の所有権移転についてご意見・ご質問等はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積計画の所有権移転について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第6号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程第10、議案第7号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第7号についてご説明いたします。

議案書は14Pとなります。

議案第7号 農地中間管理機構の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画(再配分)の決定についてご説明申し上げます。

貸人、借人、利用権を設定する農地、設定する利用権につきましては、議案書に記載のとおりでございます。今月の再配分の申請は1件です。

番号1につきましては、中間管理機構(熊本県農業公社)が中間管理権を取得し担い手経営体に貸し付けがなされていましたが、中間管理機構が基盤強化法に基づき、地域の新たな担い手に対し再配分計画により貸し付けるものです。

農地中間管理機構は、農用地利用集積計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会に意見を聴くとされています。

今回の再配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は、第2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められると判断されます。

なお、今後の農地集積は中間管理機構が行う農地利用集積等促進計画に統合一本化され、更新、再配分、利用権移転等は改正機構法による対応となり、新規の利用権設定のみが旧基盤強化法の経過措置期間による対応となります。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画（再配分）の決定についてご意見・ご質問等はございませんか。

（意見・質問なし）

それでは、熊本県農地中間管理機構が定めた農用地利用集積等促進計画（再配分）については、「設定を受ける者は、農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められる」ことから、異議はないとの意見に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

議案第7号、農地中間管理機構の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画（再配分）につきましては、異議なしと承認・決定し、町へ意見書を提出いたします。

会 長 続きまして日程第11、議案第8号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第8号についてご説明いたします。

本日お配りした別添資料となります。

株式会社帆保畜産から提出された熊本県農業公社特例事業により購入した農地の利用計画の変更について、申請書、意見書（案）をお願いします。

熊本県農業公社特例事業により購入した農地の利用計画の変更に係る農業委員会の意見についてご説明申し上げます。

議案6号で説明しました農業経営基盤強化促進法第18条に係る農用地利用集積計画で令和5年10月10日に公告した農用地利用集積計画を農地から農業用施設用地に変更するため大津町農業委員会の意見書を熊本県農業公社に提出するものです。

今回の意見書は、農地から農業用施設用地への変更を総会の議決により判断させていただくものです。

農地の所在は記載のとおりです。面積は8,459㎡で、熊本県農業公社から購入当時は飼料畑として利用予定でしたが、現在ある菊陽町の牛舎が県道大津植木線道路拡幅計画に含まれており、牧場の移転を図るため、杉水の土地を利用計画の変更をして農業用施設用地として利用するものです。

最後のページが熊本県農業公社へ提出する意見書（案）です。

以上説明を終わります。

会 長 事務局の説明、確認が終わりました。

それでは審議に入ります。

熊本県農業公社特例事業により購入した農地の利用計画の変更に係る農業委員会の意見についてご意見・ご質問等はありませんか。

（意見・ご質問なし）

それでは、熊本県農業公社特例事業により購入した農地の利用計画の変更に係る農業委員会の意見について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

議案第7号、熊本県農業公社特例事業により購入した農地の利用計画の変更に係る農業委員会の意見につきましては、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程12、議案第9号を上程いたします。

その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局 （事務局次長が資料を説明）

- ・ 8月の現地調査及び小委員会予定について
案はR6. 8/2（金） 午前9時00～
- ・ 8月の定例総会予定について
案はR6. 8/9（金） 午前9時30～
- ・ 地域計画アンケートの発送について
7月12日（金）発送予定
- ・ 研修会の開催について
町独自研修、先進地研修、農地利用最適化推進記念大会
- ・ 農業新聞の定期購読について
毎月15日までに購読申込書を提出

- ・活動記録簿の提出について
毎月３日までに活動記録簿を提出

会 長 他にございませんか。何もないければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者をお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和６年７月の第１３回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和6年7月10日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議 長 津田 忠夫

議事録署名委員 宮崎 京子

議事録署名委員 藤本 勝昭